

中小企業へのマッチング支援事業業務委託 参考仕様書

1 事業目的

就労ポータルサイト「新宿区しごと図鑑」（以下「しごと図鑑」という）を活用し、区内中小企業の魅力発信や就職活動に有益な情報を提供することで、就業機会の促進を図り、区内中小企業の人材確保及び区民が安心して暮らせる経済・生活基盤を持続可能なものとしていくことを目的とする。

2 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 対象

（1）新宿区民、新宿区での就職を希望する求職者（以下「求職者」という。）。

（2）採用に意欲的な区内中小企業（以下「中小企業」という。）。

なお、中小企業とは、区内に本社、支社、営業所等があり、常時使用する従業員数が 300 人以下、または資本金 3 億円以下の企業をいう。

ただし、以下の基準を満たす企業であること。

- ・過去 5 年間に重大な法令違反がないこと。
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ・労働関係法令を遵守していること。
- ・公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- ・本事業の目的及び内容を理解していること。
- ・（1）に記載する者を対象に含む求人を出している、または、出す予定であること。
- ・募集する求人については正社員を含むこと。

4 委託内容

求職者と区内中小企業のマッチングを支援するため、以下の業務を実施すること。なお、本事業は、東京都地域人材確保総合支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき実施するものであり、交付要綱の内容や趣旨に合致したものとすること。なお、本事業を通じて、求職者が 45 名以上中小企業に採用されることを成果目標とすること。

受託事業者は、本事業実施のため事務局を設置し、事業責任者以下、担当者を設置すること。また、事業実施にあたって、就職支援に係る有用な資格を保有する者を配置すること。なお、それぞれの業務の実施にあたってはその内容について事前に区の承認を得ること。

（1）新宿区しごと図鑑（以下、「しごと図鑑」という。）の運用・管理に関すること。

受託事業者は、職業安定法第 4 条第 1 項に規定する「職業紹介」に該当しない範囲に

おいて以下のアからエの業務を実施すること。

ア コンテンツ移行、CMS の導入

既に区では WordPress を用いて作成したしごと図鑑というサイトを保有しており、基本的に掲載されている内容については、全て引き継ぎ、移行すること。また、現在掲載されている企業の求人情報は全て更新したうえで、掲載すること。

しごと図鑑の維持管理を行うための CMS を導入し、テンプレート構築などの初期導入作業を行なうこと。また、コンテンツの修正、削除等が容易にできるものとすること。

なお、しごと図鑑の公開にあたっては現行のしごと図鑑を閉鎖することなく、移管作業を行い、移管において発生する費用等は受託事業者にて負担すること。

イ トップページの作成

受託事業者は、しごと図鑑を運用するにあたり、求職者及び企業が必要な情報を手に入れやすいよう、トップページを作成すること。トップページの掲載項目、掲載内容については、別途区と協議すること。

ウ しごと図鑑の運用

(ア) 掲載情報の企画・編集

しごと図鑑の内容(別紙 1-2)について、求職者の就職活動に有益な情報、求職者層のアクセス増加を図るために有効なコンテンツや記事を掲載すること。また、区から情報の掲載依頼があった場合は隨時対応すること。掲載の依頼方法については別途協議すること。なお、掲載した情報は常に最新となるよう情報の更新を行うこと。

(イ) しごと図鑑に掲載する企業の募集・選定

新規掲載企業は 20 社とする。募集にあたっては、効果的な広報媒体を活用して広く募ること。また、企業の選定にあたっては、3 (2) の条件を満たしていることに加え、行政機関等から働きやすい職場環境の認定・表彰を受けている企業、または認定・表彰に向けた取り組みを進めている企業を優先的に選定し、掲載する企業の業種、職種に偏りのないよう配慮して選定すること。選定した企業は区の承認を得ること。企業開拓、掲載は令和 8 年 12 月末までを目途とすること。

なお、しごと図鑑に既に掲載されている既存企業と新規掲載企業では、掲載内容や掲載字数の面で差が出ない内容とすること。

エ しごと図鑑の管理

(ア) しごと図鑑の仕様、コンテンツ等は、公開前に区に提案すること。また、画面構成図は公開前に区に提出すること。

(イ) 主要ブラウザにて正しく表示されるものとすること。また、レスポンシブデザインとし、単一のファイル作成でパソコン、スマートフォンやタブレット端末等異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。

(ウ) しごと図鑑の運用にあたり必要となるサーバー等の機器類は、受託事業者が用意すること。また、サーバーはレンタルとし、サーバーの決定にあたっては、安全性、信頼性、コストパフォーマンスの高い事業者を選定すること。なお、ドメインは現行のしごと図鑑のものを引き継いで使用すること。

(エ) 受託事業者は、しごと図鑑の運用にあたりセキュリティ対策に万全を期すこと。また、ウイルスの感染等が認められた場合、ただちに適切な措置を行い区へ報告すること。

(オ) 受託事業者は、しごと図鑑の保守を実施するとともに、障害が発生した場合には迅速に対応し、障害が発生する前の状態に復元すること。また、障害の発生について区に速やかに報告すること。

(2) 求職者向けセミナーの実施に関すること。

ア 求職者向けセミナーの録画配信

受託事業者は、求職者向けのセミナー動画を収録し、しごと図鑑内で公開すること。視聴にあたっては申込制とし、申込者に URL やパスワード等を付与することで、申込者数及び視聴者数を追跡できるようにすること。

セミナーのテーマは、就職するために必要なノウハウを習得できるものとし、就職に向けた事前準備を行うことができるような内容とすること。実施回数は年 3 回とし、1 回あたりの最適な視聴者数を区に提案すること。実施時期、視聴期間については、区と協議すること。

イ 視聴者の募集

受託事業者は、国又は東京都の就労支援機関等と連携し、効果的な方法で広く視聴者を募ること。なお、視聴者について、事前に適切な方法で区内在住、在勤、在学の有無を確認すること。

(3) 合同企業説明会または面接会の実施に関すること。

ア 合同企業説明会または面接会の実施

受託事業者は、求職者と企業が十分にコミュニケーションをとって互いを理解し合える場となるよう、合同企業説明会または面接会を実施し、参加企業への就職につながるよう支援すること。年 3 回の開催とし、各回の参加企業は最大 12 社程度、求職者は 45 名程度の規模とすること。また、各参加企業の情報をまとめた企業 PR ガイドを作成し、会場内で配布すること。なお、詳細な実施内容、実施時期、実施場所、開催手法（オンライン含む）については、別途、区と協議することとし、原則として、参加企業が重複しないよう未参加の企業を優先すること。

イ 個別相談の実施

合同企業説明会の会場内に個別相談ブースを設置し、求職者の希望があれば個別相談を実施すること。キャリア支援を行う上で必要な知識や資格を持つ者を配置すること。なお、詳細な実施方法については、別途、区と協議すること。

ウ 参加者・参加企業の募集

受託事業者は、国又は東京都の就労支援機関等と連携し、効果的な方法で広く参加者及び参加企業を募ること。参加企業に関しては、しごと図鑑新規掲載企業及び既存掲載企業を優先することとし、選定した企業については開催前に区の承認を得ること。なお、参加者について、事前に適切な方法で区内在住、在勤、在学の有無を確認すること。

(4) 職場見学会（仮称）の実施に関すること。

ア 職場見学会（仮称）の実施

受託事業者は、求職者が中小企業を訪れて、職場見学や社員との交流等を行う職場見学会（仮称）を実施すること。参加企業は 10 社程度、参加者は 30 名程度とすること。なお、詳細な実施内容、実施時期、実施回数については、別途、区と協議すること。

イ 参加者・訪問先企業の募集

受託事業者は、国又は東京都の就労支援機関等と連携し、効果的な方法で広く参加者及び訪問先企業を募ること。訪問先企業に関しては、しごと図鑑新規掲載企業及び既存掲載企業を優先することとし、選定した企業については開催前に区の承認を得ること。なお、参加者について、事前に適切な方法で区内在住、在勤、在学の有無を確認すること。

(5) 広報活動に関すること。

事業の実施にあたりウェブサイト、チラシ、SNS 等の媒体を活用することや国又は東京都の就労支援機関等と連携し、効果的な広報を実施して事業を周知すること。なお、SNS を活用する場合は、別紙 1-3「ソーシャルネットワークサービスの取扱い事項」を遵守し、運用開始前に区に報告すること。

(6) その他業務に関すること。

ア 事業計画の提出

受託事業者は、契約締結後、区が指示する期日までに速やかに下記の書類を作成、提出すること。

- ・交付要綱に定める必要書類
- ・職業安定法第 32 条の 4 に基づく有料職業紹介事業の許可証の写し
- ・従事者一覧
- ・企画書及び実施スケジュール
- ・その他本事業に係る作成物（事業周知用チラシ、申請書類等）

イ 業務報告

本事業の円滑な実施のため、月 1 回程度、事業の実施状況について業務報告を行うこと。なお、書面や対面等、実施方法については適宜区と協議すること。

ウ 事業の実績報告等

受託事業者は、履行期間における業務完了後、速やかに業務の実施状況及び効果について検証、評価を行い、下記の書類を作成の上、区に提出すること。

- ・交付要綱に定める実績報告に関する必要書類
- ・委託完了届
- ・実施報告書

セミナー、合同企業説明会または面接会終了後、参加者及び参加企業情報を集計した報告書を速やかに報告すること。

- ・アンケート調査

セミナー、合同企業説明会または面接会終了後、参加者及び参加企業に対してアンケート調査を実施し、集計結果を整理した報告書を速やかに提出すること。アンケートの内容については、実施前に区の承認を得ること。なお、実績報告書と併せて報告してもよい。

- ・就業調査実施結果報告書

委託期間内に求職者及び企業に対して就業調査を実施し、就職状況を把握するものとし、調査の実施結果等をまとめた報告書を提出すること。実施回数は年4回（8月末、9月末、12月末、3月末）を予定。なお、実績については、区民とその他区外の住民とを分けて区に報告すること。

エ その他区が求める事業成果報告書等

その他、区が業務の途中経過、実績について報告等を求めた場合、速やかに応じること。

5 契約代金の支払

- （1）受託事業者は業務完了後、速やかに区の検査を受け、検査合格後、区の定める手続に従って、書面により代金を請求するものとする。支払い方法については別途区と協議すること。
- （2）区は、上記（1）の規定により受託事業者から支払の請求があったときは、当該請求が あった日から 30 日以内に受託事業者に代金を支払うものとする。

6 遵守義務

- （1）本業務履行により知り得た情報は、業務終了後も漏洩してはならない。
- （2）事故等の防止に努めるほか、発生時には必要な措置を講じるとともに区に速やかに報告すること。
- （3）受託事業者は、新宿区情報セキュリティポリシーの主旨を遵守し、業務上知り得た情報の適切な管理を行うこと。
- （4）本事業の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- （5）受託事業者は、契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

7 個人情報の保護及び情報セキュリティについて

- （1）本契約の履行に際して取得した個人情報については、関係法令及び本契約の定めに従い、第三者への漏えい、滅失、毀損等が生じないよう、適切な安全管理措置を講じること。なお、個人情報の取扱いに関しては、「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る申出書」に基づき、適切に対応すること。
- （2）受託事業者は、業務の終了とともに保有する個人情報の消去を行い、区にデータ消去に係る証明書を提出すること。

8 基本的な感染対策について

受託事業者は、感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること。

9 その他

- （1）受託事業者が業務の遂行に当たり知り得た情報、発生した著作権等は、すべて区に帰属させるものとする。
- （2）サイトの広告費やセミナー参加費等、収入が発生しないようにすること。
- （3）受託事業者は、業務の実施において、受託事業者の責めに帰すべき事由により区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。
- （4）区は、受託事業者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、受託事業者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。
- （5）交付要綱第19条の規定に基づき、補助事業の適正を期する必要があるときは、東京都担当職員が受託者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件検査を行い、若しくは関係者に質問することができる。
- （6）この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度、区と受託事業者が協議して決定する。